



# 熊本県公報

号外 第 3 3 号

平成 28 年 3 月 31 日 (木)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
  - 知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則…………… (県政情報文書課) 1
  - 熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則… (医療政策課) 3

## 規 則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 3 3 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則 (平成 27 年熊本県規則第 48 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 2 号中「第 5 号」を「第 6 号」に、「第 8 号」を「第 9 号」に改め、同号を同条第 1 3 号とし、同条第 1 1 号中「第 8 号」を「第 9 号」に改め、同号を同条第 1 2 号とし、同条第 1 0 号中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同号を同条第 1 1 号とし、同条中第 9 号を第 1 0 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 生活保護法第 29 条第 1 項の規定に準じて行われる第 1 号の保護の決定若しくはは実施又は第 8 号から第 11 号までの徴収のために必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告の求めに関する事務

第 12 条の見出し中「事務等」を「事務」に改め、同条中「第 7 号から第 12 号」を「第 8 号から第 13 号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 3 4 号

知事が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則  
知事が保有する行政文書の管理に関する規則 (平成 24 年熊本県規則第 26 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「又は決定」を「、決定その他の処分」に改める。

別表その 1 の 4 5 の項を次のように改める。

4 5	不服申立てに関する裁決、決定その他の処分 (審議会等における検討等を含む。) 及びその経緯	不服申立ての提起	不服申立ての提起に関する文書	裁決、決定その他の処分がされる特定期日以後 10 年	移管。ただし、不服申立てが取り下げられた場合に関する行政文書ファイル等
		要件審査	要件審査に関する文書		
		審理	弁明に関する文書		
			反論に関する文書		
			証拠調べに関する文書		
	審議会等に関する文書				

	取下げ	取下げに関する文書	については、 廃棄とする。
	裁決等	裁決等に関する文書	
	通知	関係者への通知に関する文書	

別表その 1 の 4 6 の項及び 4 7 の項中「代理人に関する文書」を「訴訟代理人に関する文書」に改め、同表の 1 4 5 の項中「不能欠損処分」を「不納欠損処分」に、「不納欠損に関する文書」を「不納欠損処分に関する文書」に改める。

別表その 2 の環境影響評価法、熊本県環境影響評価条例に係るアセス手続きに関する事項の項中「アセス手続き」を「環境影響評価」に改め、同表の 2 6 の項を次のように改める。

2 6	配慮書段階の手續に関する事項	配慮書の受領	配慮書の事前相談に関する文書 配慮書の送付に関する文書 配慮書の公表に関する文書	3 0 年	移管
		環境影響評価審査会に関する業務	立案の検討に関する審査会の文書		
		知事意見案の検討	各部（公室）との協議に関する文書 関係市町村長の意見に関する文書 意見の決定過程に関する文書		
		知事意見の提出	知事意見の提出に関する文書		

別表その 2 の 2 6 の項の次に次のように加える。

2 6 の 2	方法書段階の手續に関する事項	方法書の受領	方法書の事前相談に関する文書 方法書の送付に関する文書 方法書の公告、縦覧及び公表に関する文書	3 0 年	移管
		環境影響評価審査会に関する業務	立案の検討に関する審査会の文書		
		知事意見案の検討	各部（公室）との協議に関する文書 関係市町村長の意見に関する文書 住民等の意見に関する文書 意見の決定過程に関する文書		
		知事意見の提出	知事意見の提出に関する文書		

別表その 2 の 2 7 の項から 2 9 の項までを次のように改める。

2 7	準備書段階の手續に関する事項	準備書の受領	準備書の事前相談に関する文書 準備書の送付に関する文書 準備書の公告、縦覧及び公表に関する文書	3 0 年	移管

		環境影響評価審査会に関する業務	立案の検討に関する審査会の文書		
		公聴会に関する業務	公聴会の開催に関する文書		
		知事意見案の検討	各部(公室)との協議に関する文書		
			関係市町村長の意見に関する文書		
			住民等の意見に関する文書		
		知事意見の提出	知事意見の提出に関する文書		
28	評価書段階の手續に関する事項	評価書の受領	評価書の事前相談に関する文書	30年	移管
			評価書の送付に関する文書		
			評価書の公告、縦覧及び公表に関する文書		
		必要な環境保全措置の要請	環境保全措置の要請に関する文書		
29	事後調査の手續に関する事項	事後調査報告書の受領	事後調査報告書の事前相談に関する文書	30年	移管
			事後調査報告書の送付に関する文書		
			事後調査報告書の公告、縦覧及び公表に関する文書		
		必要な環境保全措置の要請	環境保全措置の要請に関する文書		

別表その2の77の項中 「8月期分析(3月決算対象)」を「金融機関経営分析」に改める。  
「8月期分析(3月決算対象)」を「8月期分析に関する文書」に改める。  
「2月期分析(9月決算対象)」を「2月期分析に関する文書」に改める。

決算期の金融機関経営分析に関する文書

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第35号**

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則  
熊本県医師修学資金貸与条例施行規則(平成21年熊本県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表入学科相当額の項中「第2条第1項の表大学の学部の項入学科の欄に掲げる額を標準として国立大学法人熊本大学が定める額」を「第2条第1項の表大学の学部(次項に掲げるものを除く。)の項入学科の欄に掲げる額」に改め、同表授業料相当額の項を次のように改める。

授業料相当額	省令第2条第1項の表大学の学部（次項に掲げるものを除く。）の項授業料の年額の欄に掲げる額
--------	--

第5条第2項及び第3項第1号中「大学医学部」を「大学」に改める。  
 第8条第2項中「後期研修に從事した期間を含む」を「以下この条において「業務従事期間」という」に改め、「後期研修又は」を削り、同条第4項中「場合において、除するもの規定にかかわらず、同項を規定するに、」を削り、同条第3項中「業務従事期間」を「業務従事期間」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える。業務従事期間中に通算して1年を超える期間の月数（1月に満たない期間があるときは、その期間を1月とする。）を控除する。

第13条第1項中「それぞれ」を削り、同条第2号及び第3号中「大学医学部」を「大立大学法大の復学許学が設置する」を削り、同条第2項中「大学医学部の長（以下「大学」という。）が発行する卒業証明書」を「大学の卒業したことを証する書面」に改め、同条第4項中「大学の長等が発行する卒業証明書」を「大学の長等が発行する成績証明書その他の学業成績を証する書面」に改める。

別記第1号様式中

学 年	熊本大学医学部医学科 第 学 年	入 学	年
-----	---------------------	-----	---

月

大 学	名 称			
	所 在 地			
	課 程		学 年	第
	入学年月	年	月	

学年

別記第10号様式中「熊本大学医学部医学科 学年」を「住所」に改め、「次のとおり」を削り、「大学医学部に」を「大学に」に、「熊本大学の長又は大学医学部の長の復学許可の通知書の写し」を「大学に復学したことを証する書面」に改める。  
 別記第11号様式中「次のとおり」を削り、「大学医学部を」を「大学を」に、「熊本大学の長又は大学医学部の長が発行する卒業証明書」を「大学を卒業したことを証する書面」に改める。

- 附 則  
 （施行期日）  
 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 （経過措置）  
 2 この規則による改正後の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則（以下「新規則」という。）第5条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する貸与契約に係る修学資金については、適用し、施行日前に締結している貸与契約に係る修学資金については、なお従前の例による。  
 3 この規則の施行の際現に改正前の熊本県医師修学資金貸与条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。